○北杜市杜づくり・木づかい事業実施要綱

平成１８年９月１３日

告示第８９号

改正　平成２１年１１月１７日告示第９６号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　杜づくりの輪形成事業（第３条―第８条）
第３章　里山整備機器貸出事業（第９条―第１９条）
第４章　木づかいの輪形成事業（第２０条―第２５条）
第５章　雑則（第２６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この告示は、自然環境の保全と地域コミュニティの活性化に資するため、ボランティア等による森林整備の促進及び木材利用の促進を図るための情報の共有並びに発信を行う「杜づくり・木づかい事業」の事業内容等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第２条　事業内容は、次のとおりとする。

（１）　杜づくりの輪形成事業

自力による間伐等を行い難い森林所有者及び活動箇所の確保が困難なボランティア等の登録・紹介を行うことにより、市民参加の森づくりを促進する。

（２）　里山整備機器貸出事業

市の管理する林業機器等の貸出により、市民による森林及び里地里山の整備を促進するとともに、地域のコミュニティ活動を活性化する。

（３）　木づかいの輪形成事業

間伐材及び薪炭材などの身近な木材等に関する情報の共有・発信を行うことにより、地域の森林資源の有効利用を促進する。

第２章　杜づくりの輪形成事業

（森林所有者による登録）

第３条　自らによる森林施業が行い難く、第三者に施業の委託等を希望する森林所有者（以下「森林所有者」という。）は、次に掲げる事項について北杜市に登録することができる。

（１）　森林所有者の氏名及び連絡先

（２）　森林の所在地

（３）　森林施業の内容

（４）　その他必要な事項

（ボランティア等による登録）

第４条　森林（自ら所有する森林を除く。）において、営利活動を目的とせず、当該森林所有者から委託等を受けて森林施業を実施しようとするものであって、森林施業に係る技能又は適当な経験を有するもの（以下「ボランティア等」という。）は、次に掲げる事項について市に登録することができる。

（１）　団体名

（２）　代表者氏名及び連絡先

（３）　森林施業の内容

（４）　その他必要な事項

（登録票の提出）

第５条　前２条の規定による登録を行おうとするものは、杜づくりの輪登録票（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（登録内容の変更）

第６条　前条の規定により提出した杜づくりの輪登録票の内容変更を行おうとするものは、変更事項を記載した書面を市長に提出するものとする。

（森林所有者及びボランティア等の紹介）

第７条　第５条の規定による登録があったときは、市長は、登録内容の確認を行い北杜市ホームページへの掲載、情報交換会の開催等により森林所有者及びボランティア等の紹介に努めるものとする。

（森林所有者及びボランティア等の責務）

第８条　前条の紹介を受けた森林所有者及びボランティア等は、相互に協議し、委

託等の内容を定め、これを誠実に履行しなければならない。

２　森林所有者及びボランティア等は、紛争及び委託等の内容に疑義が生じた場合にあっては、相互に誠意をもって協議し、及び解決しなければならない。

第３章　里山整備機器貸出事業

（機器の貸出し等）

第９条　市は、市内の森林及び里地里山の整備を行おうとするものに対し、別表に定める里山整備機器（以下「機器」という。）の貸出しを行うことができる。

２　機器の管理及び貸出しは、産業観光部林政課が行うものとする。

（貸出しを受けることができるもの）

第１０条　機器の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

（１）　市内の行政区、組等の団体

（２）　市内で活動する団体

（３）　その他市長が適当と認める団体

（貸出しの制限）

第１１条　次に掲げる各号に該当するときは、機器の貸出しを行わない。

（１）　営利活動を目的に利用するとき。

（２）　機器の使用を習熟していない者が利用するとき。

（３）　その他市長が適当でないと認めるとき。

（貸出しの申請）

第１２条　機器の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の５日前までに北杜市里山整備機器等使用許可申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（貸出しの承認）

第１３条　前条の申請があったときは、市長は、申請内容を審査する。

２　市長は、前項による審査の結果、当該申請を許可する場合は、申請者に対し北杜市里山整備機器等使用許可書（様式第３号）を交付するものとする。

３　市長は、第１項による審査の結果、当該申請の許可をしない場合は、その旨を通知するものとする。

（貸出しの期間）

第１４条　機器の貸出期間は、７日以内とする。

（貸出許可の取り消し）

第１５条　市長は、機器の管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

（費用）

第１６条　機器の貸出しに係る費用は、徴収しない。ただし、機器の燃料及び移送に要する費用は、第１３条第２項の規定により使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

（利用の条件）

第１７条　利用者は、貸出しを受けた機器の適切な管理と作業の安全確保に努めなければならない。

２　機器等の移送は、利用者の責任で行う。

３　利用者は、利用期間中における作業内容等を北杜市里山整備機器等利用日誌（様式第４号）に記録しなければならない。

４　利用者は、機器の利用を終了したときは、点検、清掃、刃の研磨等を行った上で市の保管場所へ移送し、北杜市里山整備機器等点検簿（様式第５号）により、関係職員の点検を受けなければならない。

５　利用者は、作業従事者の損害保険に加入しなければならない。

（事故の報告）

第１８条　利用者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する事故が発生した場合は、ただちに市長に報告しなければならない。

（１）　機器を破損したとき。

（２）　機器を減失又は紛失したとき。

（３）　その他機器に関して重大な事故が発生したとき。

（損害賠償）

第１９条　利用者が細心の注意を怠って前条に規定する事故を発生させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第４章　木づかいの輪形成事業

（資源等保有者による登録）

第２０条　間伐材及び薪炭材等の未利用資源又はその有効活用に資する情報を有する者（以下「資源等保有者」という。）は、次に掲げる事項について市に登録することができる。

（１）　氏名及び連絡先

（２）　木材等利用情報の具体的内容

（３）　その他必要な事項

（利用希望者による登録）

第２１条　間伐材及び薪炭材等の未利用資源の有効利用を図ろうとする者（以下「利用希望者」という。）は、次に掲げる事項について市に登録することができる。

（１）　氏名及び連絡先

（２）　希望する木材等の具体的内容

（３）　その他必要な事項

（登録票の提出）

第２２条　前２条の規定による登録を行おうとする者は、木づかいの輪登録票（様式第６号）を市長に提出するものとする。

（登録内容の変更）

第２３条　前条の規定により提出した木づかいの輪登録票の内容変更を行おうとする者は、変更事項を記載した書面を市長に提出するものとする。

（情報の提供）

第２４条　第２２条の規定による登録があったときには、市長は、登録内容の確認を行い北杜市ホームページへの掲載、情報交換会の開催等により資源等保有者及び利用希望者への情報提供を行うものとする。

（資源等保有者及び利用希望者の責務）

第２５条　前条の情報提供を受け、木材等の無償供与又は売買等を行おうとする者は、相互に協議し、これを誠実に履行しなければならない。

２　木材等の無償供与又は売買等を行おうとする者は、紛争が生じた場合にあっては、相互に誠意をもって協議し、及び解決しなければならない。

第５章　雑則

（その他）

第２６条　この告示の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月１７日告示第９６号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第９条関係）

種類	台数等	機体・寸法等	排気量等	重量	保管箇所
自走式ブラシチッパー	1台	4,195mm×1,620mm×2,520mm	82馬力	3,200kg	高根総合支所
樹木粉砕器	1台	1,620mm×730mm×1270mm	最高出力 13.5ps（9.9kw） 3,600r.p.m	330kg	北杜市役所
チェンソー	5台	ガイドバー35cm	35.2cm^2	4.8kg	〃
背負式枝払機	2台	ロングシャフト 1.5m	22.5ml	8.1kg	〃
アースオーガー	2台		30.8cm^3	9.3kg	〃
ドリル	4本	60mm×695mm 90mm×695mm			〃
草刈り機	8台		25.4ml	5.0kg	〃
多用途草刈機	1台	1,600mm×550mm×1,040mm	出力 2.4kw（3.3ps）	45kg	〃
自走式草刈機	1台	1,600mm×790mm×830mm	出力 5.9kw（8.0ps）	135kg	〃

様式第1号(第5条関係)

年　　月　　日

北杜市長　　様

申請者氏名(団体名)　　㊞

杜づくりの輪登録票

このことについて、北杜市杜づくり・木づかい事業実施要綱第5条に基づき、下記のとおり、登録の申請を行います。

記

1　森林所有者記載欄

(1)　森林所有者氏名

(2)　連絡先

(3)　森林所在地及び森林施業の内容

森林所在地	北杜市　　町			
	林小班		面　積	ha
作業内容等	樹　種		林　齢	年生
	作業種	①　植林　②　下刈り　③　除間伐　④　枝打ち　⑤　改良 ⑥　その他		

2　ボランティア等記載欄

(1)　団体名及び代表者氏名

(2)　連絡先

(3)　森林施業に係る資格、活動実績等

(4)　活動希望の森林所在地及び森林施業の内容

<table>
<tr><td>森林所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">作業内容</td><td>面　　積</td><td>ha</td><td>樹　　種</td><td></td></tr>
<tr><td>林　　齢</td><td colspan="3">年生</td></tr>
<tr><td>作業種</td><td colspan="3">①　植林　②　下刈り　③　除間伐　④　枝打ち　⑤　改良
⑥　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作業人数等</td><td>作業人数</td><td>人</td><td>作業可能日数</td><td>日</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

3　その他

北杜市ホームページ等での情報掲載につき、公表したくない情報を含む場合は、その項目を明記すること。

様式第2号(第12条関係)

年　　月　　日

北杜市長　　様

申請者　住所
団体名
代表者名　　㊞
連絡先(電話)

北杜市里山整備機器等使用許可申請書

このことについて、北杜市杜づくり・木づかい事業実施要綱第12条に基づき、下記のとおり、使用許可の申請を行います。

記

利用目的 (具体的に記入)		
利用団体名		
利用責任者	住所	
	氏名	
利用機器名及び台数		
利用年月日		年　月　日(　曜日)　から 年　月　日(　曜日)　まで
利用時間(1日当たり)		午前・午後　時　分　から 午前・午後　時　分　まで
利用場所		
備考		

様式第3号(第13条関係)

年　　月　　日

団体名
代表者名　　様

北杜市長

北杜市里山整備機器等使用許可書

　　年　　月　　日付けで申請のあった、北杜市里山整備機器等の利用について、下記の条件を付して許可します。

記

利用目的		
利用団体名		
利用責任者	住所	
	氏名	
利用機器名及び台数		
利用年月日		年　　月　　日(　　曜日)　から 年　　月　　日(　　曜日)　まで
利用時間(1日当たり)		午前・午後　　時　　分　から 午前・午後　　時　　分　まで
利用場所		
利用の条件		(1)　機器等の適切な管理と作業の安全確保に努めること。 (2)　機器等の燃料及び移送に要する費用は、利用者が負担すること。 (3)　利用期間中の作業内容等を利用日誌に記録すること。 (4)　異常や事故等は、速やかに林政課に連絡し、関係職員の指示に従うこと。 (5)　利用後は、点検、清掃、刃の研磨等を行った上で市の保管場所へ移送し、関係職員の点検を受けること。 (6)　注意を怠って事故を発生させたときは、その損害を賠償すること。 (7)　作業従事者の損害保険に加入すること。

様式第4号(第17条関係)

北杜市里山整備機器等利用日誌

利用年月日		年　　月　　日(　　曜日)　から 年　　月　　日(　　曜日)　まで
通算利用時間		
利用機器名及び台数		
利用目的		
利用団体名		
利用責任者	住　所	
	氏　名	
利用場所		
備　　考		

様式第5号(第17条関係)

北杜市里山整備機器等点検簿

<table>
<tr><td colspan="2">貸　出　日</td><td colspan="3">年　　月　　日(　　曜日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日(　　曜日)　から
年　　月　　日(　　曜日)　まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">通算利用時間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用機器名及び台数</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="10">返　却　日</td><td colspan="3">年　　月　　日(　　曜日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">点　検　項　目</td><td colspan="2">異常の有無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">部品の状況</td><td>ボルト等のゆるみ</td><td colspan="2">有　　無</td></tr>
<tr><td>刃の破損</td><td colspan="2">有　　無</td></tr>
<tr><td>刃の摩耗</td><td colspan="2">有　　無</td></tr>
<tr><td>本体部分の破損</td><td colspan="2">有　　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エンジン</td><td>回転むら</td><td colspan="2">有　　無</td></tr>
<tr><td>出力不足</td><td colspan="2">有　　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">清掃の状況</td><td colspan="2">済　　未済</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用責任者</td><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第6号(第22条関係)

年　　月　　日

北杜市長　　様

申請者氏名(団体名)　　㊞

木づかいの輪登録票

このことについて、北杜市杜づくり・木づかい事業実施要綱第22条に基づき、下記のとおり、登録の申請を行います。

記

1　資源等保有者記載欄

(1)　氏名(団体名及び代表者氏名)

(2)　連絡先

(3)　木材等利用情報の具体的内容

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">①　間伐材　②　薪炭材　③　ほだ木　④　チップ　⑤　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="3">具体的内容</td><td rowspan="2">木材等を所有している場合</td><td>樹　種</td><td></td><td>数　量</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>情報の有効期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

2　利用希望者記載欄

(1)　氏名(団体名及び代表者氏名)

(2)　連絡先

(3)　希望する木材等の具体的内容

<table>
<tr><td>用　　途</td><td colspan="4">①　建築材　　②　薪炭　　③　ほだ木　　④　家具
⑤　木工　　⑥　チップ舗装　　⑦　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">具体的内容</td><td>樹　種</td><td></td><td>数　量</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>情報の有効期間</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

3　その他

北杜市ホームページ等での情報掲載につき、公表したくない情報を含む場合は、その項目を明記すること。

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第１２条関係）

様式第３号（第１３条関係）

様式第４号（第１７条関係）

様式第５号（第１７条関係）

様式第６号（第２２条関係）